

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 7 月 1 日

日本精機株式会社

エヌエスアドバンテック株式会社

2026年7月1日

吸収分割に係る事前開示書面

新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
日本精機株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 永野 恵一

新潟県長岡市城岡3丁目2番20号
エヌエスアドバンテック株式会社
代表取締役社長 茅野 徹

日本精機株式会社（以下「分割会社」といいます。）と分割会社の完全子会社であるエヌエスアドバンテック株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は両当事者間で締結した2026年7月1日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2026年10月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、分割会社の自動車、農業機械、船舶、産業用機械等の計器類、電装品、時計および同部品の製造機能ならびにセンサーおよびセンサーシステムの製造機能に関わる事業に関する権利義務（以下、「本件承継権利義務」といいます。）を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割を行うに際して、分割会社が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、承継会社が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本件契約の内容に関する事項（会社法第782条第1項、同第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号、同第192条第1号）

分割会社は、承継会社の株式の全てを保有しているため、本件分割に際して、承継会社が分割会社に対して、株式その他の金銭等の対価を交付しないことは、相当であるものと判断しております。

3. 効力発生日における承継会社株式の交付に係る決議に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号、同第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号、同第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 5 号、同第 192 条第 4 号及び第 6 号）

分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号、同第 192 条第 4 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は有価証券報告書及び半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は、日本精機株式会社の以下 Web サイトよりご覧いただけます。

https://www.nippon-seiki.co.jp/ir_library/

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2026 年 4 月 20 日開催の取締役会において、東洋電装株式会社の株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

① 企業結合の概要

ア 被取得企業の概要

名称：東洋電装株式会社

事業内容：自動車・オートバイ・汎用製品の研究・開発・製造・販売

イ 企業結合日

2026 年 10 月 1 日（予定）

ウ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- ② 被取得企業の取得原価及び対価の種類
取得の対価 現金 49,850 百万円（予定）
- ③ 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 700 百万円（予定）

承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、同第 192 条第 6 号）

- （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
- （2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- （3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 本件分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、同第 192 条第 7 号）

分割会社及び承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本件分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておりません。本件分割後の分割会社及び承継会社の収益状況を検討した結果、両者が負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 開示事項の変更に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号、同第 192 条第 8 号）

本書面の備置開始日後、本件効力発生日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を速やかに開示いたします。

日本精機株式会社（以下「甲」という。）及びエヌエスアドバンテック株式会社（以下「乙」という。）は甲を分割会社、乙を承継会社として、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割により、次の各号に記載する事業（製造機能のみを指し、以下「本事業」という。）に関して有する権利義務の一部（その範囲は本契約第7条に定める）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

- （1）自動車、農業機械、船舶、産業用機械等の計器類、電装品、時計および同部品の製造
- （2）センサー及びセンサーシステムの製造

第2条（分割当事会社）

本分割の当事会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：日本精機株式会社

住所：新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

（2）吸収分割承継会社

商号：エヌエスアドバンテック株式会社

住所：新潟県長岡市城岡3丁目2番20号

第3条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「分割効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議・合意のうえ、これを変更することができる。

第4条（分割対価）

乙は、本分割に際して、いかなる対価も甲に交付しない。

第5条（資本金等）

本分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（新株予約権）

甲が発行している新株予約権については、本分割に伴う乙の新株予約権の交付は行わず、その内容及び条件に変更はないものとする。

第7条（承継する権利義務）

1. 乙が本分割により、甲から承継する資産、契約及びその他の権利義務（以下「分割承継権利義務等」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 本事業に関する債務は承継対象に一切含めず、甲が引き続きこれを負うものとする。
3. 本事業に主として従事する従業員との雇用契約は乙において承継するものとする。
なお、従業員の情報は個人情報保護の観点から非公開別紙により管理する。

第8条（吸収分割手続き）

甲及び乙は、分割効力発生日までに、それぞれ本契約の承継及び吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。なお、甲及び乙は、甲については会社法第784条第2項に定める簡易分割、乙については同法第796条第1項に定める略式分割の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第9条（事情変更）

本契約締結日から分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変更が生じたときなどやむを得ない事由がある場合は、甲は、乙と協議・合意のうえ、本契約に定める条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

第10条（競業禁止義務）

甲は、本事業について会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえで決定する。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年7月1日

甲：新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
日本精機株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 永野 恵一

乙：新潟県長岡市城岡3丁目2番20号
エヌエスアドバンテック株式会社
代表取締役社長 茅野 徹

別紙

承継権利義務明細表

本分割により乙が甲より承継する資産、契約及びその他の権利義務は、分割効力発生日における本事業に係る下記1. から3. のもの、及びそれらに関する契約上の地位及び付随する権利義務とする。

ただし、4. に記載するものは承継対象から除外する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する貯蔵品、消耗品その他一切の流動資産

ただし、原材料及び製品は含まず、仕掛品については個別に合意したものに限る

(2) 固定資産

本事業に属する土地、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、

工具器具備品その他一切の有形固定資産

2. 承継する契約及びその他の権利義務

(1) 雇用契約

本事業に主として従事する従業員との雇用契約

(2) 契約関係

本事業に直接関連する製造、業務委託、賃貸借、設備保守その他の契約

3. 許認可等

本事業に属する許認可のうち承継可能なもの

4. 除外する資産、契約及びその他の権利義務

(1) 現金及び預金

(2) 売掛金その他の金銭債権

(3) 原材料及び製品

(4) 借入金その他の資金調達に係る債務

(5) 買掛金、未払費用その他の事業性の債務

(6) 未払税金

(7) 本事業に属する知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、著作権を含む。）

(8) その他一切の債務

(9) 本社機能に係る権利義務

(10) 契約上承継が制限されるもの

(11) その他甲乙が別途合意したもの

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|------------|-----------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 6,957,768 | 流動負債 | 3,537,088 |
| 固定資産 | | 固定負債 | 81,415 |
| 有形固定資産 | 5,117,615 | 負債合計 | 3,618,503 |
| 無形固定資産 | 83,734 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 1,249,141 | 資本金 | 161,800 |
| | | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 92,800 |
| | | その他資本剰余金 | 160,548 |
| | | 利益剰余金 | 9,374,333 |
| | | (うち当期純利益) | 138,143 |
| | | 評価換算差額等 | 274 |
| | | 純資産合計 | 9,789,755 |
| 資産合計 | 13,408,259 | 負債及び純資産合計 | 13,408,259 |

損益計算書

自 2025年4月1日 至 2026年3月31日

(単位：千円)

| 科目 | | 金額 |
|--------------|------------|------------|
| 営業損益 | 営業収益 | 30,305,204 |
| | 売上高 | |
| | 営業費用 | 29,086,344 |
| | 売上原価 | |
| | 販売費及び一般管理費 | 1,169,570 |
| | 営業利益 | 49,289 |
| 営業外損益 | 営業外収益 | 159,294 |
| | 営業外費用 | 6,025 |
| | 経常利益 | 202,557 |
| 特別損益 | 特別利益 | 103 |
| | 特別損失 | 851 |
| 税引前当期純利益 | | 201,809 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 70,235 |
| 法人税等調整額 | | △6,569 |
| 当期純利益 | | 138,143 |

千円未満切捨てで表示しております。